

平成29年度

健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

名寄市監査委員

名監査第 9 号

平成30年9月12日

名寄市長 加藤 剛 士 様

名寄市監査委員 鹿野 裕 二

名寄市監査委員 佐々木 寿

平成29年度名寄市各会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成29年度名寄市各会計の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、別紙のとおりその意見を提出します。

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	各比率の概要	2
	(1) 健全化判断比率	
	ア 実質赤字比率	2
	イ 連結実質赤字比率	3
	ウ 実質公債費比率	4
	エ 将来負担比率	5
	(2) 資金不足比率	
	ア 地方公営企業法適用事業	6
	イ 地方公営企業法非適用事業	6

(注) 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、次の法律の定めるところによる。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）

1 審査の対象

平成29年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成30年7月30日から同年8月31日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類の照合等を行うとともに、関係部局からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類とも符合し、正確であると認めた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、次のとおりである。

健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	平成29年度	早期健全化基準	参 考	
			平成28年度	平成27年度
実質赤字比率	—	13.02	—	—
連結実質赤字比率	—	18.02	—	—
実質公債費比率	8.4	25.0	8.2	9.0
将来負担比率	33.8	350.0	28.6	34.3

(注)1 比率は、総務省が示す健全化判断比率の算定方法に基づき、小数点以下第2位又は第3位を切り捨てて表示している。

2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示している。

資金不足比率 (単位：%)

会 計 名		平成29年度	経営健全化基準
公営企業法適用	水道事業会計	—	20.0
	病院事業会計	—	20.0
公営企業法非適用	食肉センター事業特別会計	—	20.0
	下水道事業特別会計	—	20.0
	個別排水処理施設整備事業特別会計	—	20.0

(注) 資金不足がない場合は、「—」で表示している。

5 各比率の概要

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標の総称である。これらはいずれも早期健全化基準を下回っており、国が示す基準からみると、健全な財政の範囲にあると認められる。

ア 実質赤字比率

平成29年度の実質赤字比率は、実質赤字額がないため比率は算定されていないが、算定結果を数値で表示すると△3.88%となり、早期健全化基準13.02%を16.9ポイント下回っている。

なお、早期健全化基準は、市町村の場合、財政規模に応じて11.25%から15.00%の間で毎年度定められる。

実質赤字比率の算定と年度比較

区 分	実質収支額等			増 減 ①－②
	平成29年度 ①	平成28年度 ②	平成27年度	
一 般 会 計 千円	478,192	347,951	633,762	130,241
実質赤字額 (△黒字) A 千円	— (△478,192)	— (△347,951)	— (△633,762)	— (△130,241)
標準財政規模 B 千円	12,313,932	12,629,588	12,577,352	△ 315,656
実質赤字比率※ A/B %	— (△ 3.88)	— (△ 2.75)	— (△ 5.03)	— (△ 1.13)

※実質赤字比率の△（負の値）表示は、実質黒字である財政状況を示している。

比率は、総務省が示す健全化判断比率の算出方法に基づき、少数点以下第2位又は第3位を切り捨てて表示している。

イ 連結実質赤字比率

平成29年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため比率は算定されていないが、算定結果を数値で表示すると△13.09%となり、早期健全化比率18.02%を31.11ポイント下回っている。

なお、早期健全化基準は、市町村の場合、財政規模に応じて16.25%から20.00%の間で毎年度定められる。

連結実質赤字比率の算定と年度比較

区 分	実質収支額等			増 減 ①－②	
	平成29年度 ①	平成28年度 ②	平成27年度		
一 般 会 計	千円	478,192	347,951	633,762	130,241
特 別 会 計	千円	99,531	100,172	148,988	△ 641
国民健康保険特別会計 (保険事業勘定)	千円	50,055	53,202	72,617	△ 3,147
介護保険特別会計 (保険事業勘定)	千円	49,476	46,970	76,138	2,506
簡易水道事業特別会計	千円	—	—	233	—
公 営 企 業 会 計	千円	1,034,216	1,369,787	1,389,241	△ 335,571
水道事業会計	千円	417,804	451,844	473,760	△ 34,040
病院事業会計	千円	616,412	917,943	915,481	△ 301,531
合 計	千円	1,611,939	1,817,910	2,171,991	△ 205,971
連結実質赤字(△黒字)額 A	千円	△ 1,611,939	△ 1,817,910	△ 2,171,991	205,971
標準財政規模 B	千円	12,313,932	12,629,588	12,577,352	△ 315,656
連結実質赤字比率※ A/B	%	— (△ 13.09)	— (△ 14.39)	— (△ 17.26)	— (1.30)

※連結実質赤字比率の△(負の値)表示は、実質黒字である財政状況を示している。

比率は、総務省が示す健全化判断比率の算出方法に基づき、少数点以下第2位又は第3位を切り捨てて表示している。

ウ 実質公債費比率

平成29年度の実質公債費比率は、平成27年度から平成29年度までの単年度実質公債費比率の
 平均値8.4%となり、早期健全化基準25.0%を16.6ポイント下回っている。

実質公債費比率の算定と年度比較

区 分	平成29年度 ①	平成28年度 ②	平成27年度	増 減 ①-②
地方債の元利償還金 A 千円	2,253,538	2,222,372	2,227,914	31,166
準元利償還金 B 千円	1,134,404	1,042,221	1,063,876	92,183
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金 千円	988,821	888,314	906,148	100,507
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 千円	111,760	110,635	109,903	1,125
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの 千円	33,728	42,056	46,915	△ 8,328
一時借入金の利子 千円	95	1,216	910	△ 1,121
特定財源 C 千円	305,846	300,235	293,951	5,611
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 千円	13,240	0	0	13,240
公営住宅使用料 千円	116,909	125,904	125,641	△ 8,995
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税 千円	125,597	125,771	121,580	△ 174
その他 千円	50,100	48,560	46,730	1,540
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D 千円	2,118,203	2,160,501	2,149,955	△ 42,298
標準財政規模 E 千円	12,313,932	12,629,588	12,577,352	△ 315,656
分子 (A+B)-(C+D) 千円	963,893	803,857	847,884	160,036
分母 (E-D) 千円	10,195,729	10,469,087	10,427,397	△ 273,358
実質公債費比率(単年度) (A+B)-(C+D)/(E-D) %	9.45 (a)	7.67 (b)	8.13 (c)	1.78
実質公債費比率※ (a+b+c)/3 %	8.4	8.2	9.0	0.2

※当該年度を含む過去3か年の平均値である。

比率は、総務省が示す健全化判断比率の算出方法に基づき、少数点以下第2位又は第3位を切り捨てて表示している。

エ 将来負担比率

平成29年度の将来負担額は384億302万6千円で、前年度に比べ5億2,108万4千円（1.4%）増加している。将来負担比率は33.8%となり、早期健全化基準350.0%を316.2ポイント下回っている。

将来負担比率の算定と年度比較

区 分		平成29年度 ①	平成28年度 ②	平成27年度	増 減 ①-②
将来負担額	地方債の現在高 千円	28,852,196	27,794,164	25,564,956	1,058,032
	債務負担行為に基づく支出予定額 千円	37,092	49,424	125,371	△ 12,332
	公営企業債等繰入見込額 千円	8,140,074	8,383,961	9,107,474	△ 243,887
	組合負担等見込額 千円	11,983	123,697	233,946	△ 111,714
	退職手当負担見込額 千円	1,361,681	1,530,696	1,767,234	△ 169,015
	設立法人の負債額等負担見込額 千円	0	0	0	0
	土地開発公社 千円	0	0	0	0
	第三セクター等 千円	0	0	0	0
	連結実質赤字額 千円	0	0	0	0
	組合連結実質赤字負担見込額 千円	0	0	0	0
合 計 A 千円	38,403,026	37,881,942	36,798,981	521,084	
充当可能財源等	充当可能基金額 千円	8,466,745	8,203,046	6,936,998	263,699
	充当可能特定歳入額 千円	3,664,001	3,652,375	3,772,595	11,626
	うち都市計画税 千円	961,701	929,960	1,008,295	31,741
	基準財政需要額算入見込額 千円	22,824,553	23,026,110	22,510,548	△ 201,557
合 計 B 千円	34,955,299	34,881,531	33,220,141	73,768	
充当後将来負担額 A-B 千円	3,447,727	3,000,411	3,578,840	447,316	
標準財政規模 C 千円	12,313,932	12,629,588	12,577,352	△ 315,656	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D 千円	2,118,203	2,160,501	2,149,955	△ 42,298	
調整後標準財政規模 C-D 千円	10,195,729	10,469,087	10,427,397	△ 273,358	
将来負担比率 (A-B)/(C-D) %	33.8	28.6	34.3	5.2	

将来負担比率は、総務省が示す健全化判断比率の算出方法に基づき少数点以下第2位又は第3位を切り捨てて表示している。

(2) 資金不足比率

平成29年度決算において、いずれの会計も資金不足額がなく、比率は算定されていない。

ア 地方公営企業法適用事業

水道事業会計及び病院事業会計はともに資金不足額はないが、資金不足比率の算定結果を数値で表示すると、水道事業会計は△76.1%、病院事業会計は△6.7%となり、健全化基準である20.0%を水道事業会計では96.1ポイント、病院事業会計では26.7ポイント下回っている。

(ア) 水道事業会計

資金不足比率の算定と年度比較

区 分	平成29年度 ①	平成28年度 ②	平成27年度	増 減 ①-②
流動負債 A 千円	60,094	52,054	54,244	8,040
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B 千円	0	0	0	0
流動資産 C 千円	477,898	503,898	528,004	△ 26,000
解消可能資金不足額 D 千円	0	0	0	0
資金の不足(△剰余)額 (A+B-C)-D ③ 千円	△ 417,804	△ 451,844	△ 473,760	34,040
営業収益 E 千円	548,695	537,378	553,875	11,317
受託工事収益 F 千円	171	165	1,300	6
事業の規模 (E-F) ④ 千円	548,524	537,213	552,575	11,311
資金の不足比率 ③/④ %	(△ 76.1)	(△ 84.1)	(△ 85.7)	(8.0)

(イ) 病院事業会計

資金不足比率の算定と年度比較

区 分	平成29年度 ①	平成28年度 ②	平成27年度	増 減 ①-②
流動負債 A 千円	1,113,548	784,730	620,688	328,818
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B 千円	117,265	131,603	129,027	△ 14,338
流動資産 C 千円	1,847,225	1,834,276	1,665,196	12,949
解消可能資金不足額 D 千円	0	0	0	0
資金の不足(△剰余)額 (A+B-C)-D ③ 千円	△ 616,412	△ 917,943	△ 915,481	301,531
営業収益(医業収益) E 千円	9,158,270	8,958,345	8,502,392	199,925
受託工事収益 F 千円	0	0	0	0
事業の規模 (E-F) ④ 千円	9,158,270	8,958,345	8,502,392	199,925
資金の不足比率 ③/④ %	(△ 6.7)	(△ 10.2)	(△ 10.7)	(3.5)

イ 地方公営企業法非適用事業

地方公営企業法を適用していない食肉センター事業特別会計、下水道事業特別会計及び個別排水処理施設整備事業特別会計の3会計は、一般会計繰入金で調整を行うため歳入歳出差引額は0円となり、資金不足は生じていない。